

審査メモ回答

(1) 報告義務者等の変更

(変更内容)

「博物館調査票」に係る報告義務者及び調査系統の記載に、地方独立行政法人が設立する博物館を明記

(論点)

- (a) 地方独立行政法人が設置する博物館は、現在、どれだけあるのか。
- (b) 地方独立行政法人が設置する博物館が存在することが判明した経緯は何か。前回調査時に判明した場合、該当する施設については、どのように取り扱ったのか。
- (c) 今回の計画変更で、調査対象となる博物館は網羅されていると考えてよいか。

(回答)

- (a) 令和6年度調査において、地方独立行政法人が設置する登録博物館は5施設存在しています。
- (b) 中間報告の際、集計表において表間の不一致が発生したため発覚しました。発覚後はその事実を総務省に報告するとともに、事実確認が必要であったことから、中間報告時点では集計表に含めず、その後総務省への相談を踏まえ、確定値において集計対象に含めることとしました。
- (c) ご認識に相違ございません。

(2) 調査事項の変更

(変更内容)

① 首長部局における社会教育関係の事務に従事する職員数に係る設問の追加

(社会教育行政調査票)

(論点)

- (a) 第9次地方分権一括法が令和元年に成立してから7年が経過しているが、教育委員会が所管していた公立の社会教育施設を首長部局へ移管した地方公共団体があるのか。具体的な事例（地方公共団体の名称や移管した施設等）に沿ってご説明いただきたい。
- (b) 本調査は、教育委員会が報告者となっているが、回答に必要な情報を教育委員会は把握しているのか。首長部局に直接回答を求める必要はないか。
- (c) 社会教育関係職員数については、教育委員会事務局職員についても調査事項を設定している。教育委員会事務局の調査事項は「区分」欄を「社会教育担当」、「社会体育担当」、「社会教育・社会体育担当」と設定しており、図表2の首長部局の「区分」欄とは異なっている。両方で調査事項の構成を変えている理由は何か。今回追加する項目は調査目的に照らして十分なものとなっているか。

(回答)

- (a) 令和8年8月に公表された教育委員会の現状に関する調査（令和6年度間）によると、第9次地方分権一括法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条第1項第1号により、社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務を首長部局に移管した自治体は都道府県及び指定都市で25.4%、市町村等で6.2%となっています。具体的な事例としては、例えば、神戸市、広島市、浜松市が該当すると承知しています。法律の施行から数年が経過し、上記事務を移管した地方公共団体が増えてきている現状を踏まえ、教育委員会に加えて首長部局の社会教育関係職員数を把握し、今後の政策に適切に反映させる必要性があるためです。
- (b) これまでも社会教育行政調査票（教育委員会が回答）の中には、首長部局の社会教育実施状況を調査する内容が含まれており、今回はそこに社会教育関係職員数の設問を追加するものです。構造そのものに変更はなく、教育委員会で回答可能です。
- (c) 地教行法第23条第1項第1号において、図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（特定社会教育機関）の設置、管理及び廃止に関するもの及び第2号においてスポーツに関する事務について、地方公共団体の長が実施することができることとなっています。このことについて、実際に首長部局で当該業務に従事している職員数を把握するための項目であり、法令に則った区分として設定

しておりましたが、ご指摘のとおり、同じ調査票の中で区分構成が異なることとなりますので、改めて精査を行います。

(変更内容)

- ② 社会教育委員及び社会教育関係指導員の人数の内訳として、「社会教育士」の称号を有する者の数を追加
(社会教育行政調査票)

(論点)

- (a) 「社会教育士」について、①概要・役割、②社会教育主事との違い、③取得方法について、改めて説明いただきたい。現在、社会教育士はどれくらいの数がいるのか。
- (b) 「社会教育士」を、「社会教育委員」と「社会教育関係指導員」の数を内訳として把握することを計画しているが、「社会教育関係職員」の数の内訳として調査項目を設けていない理由は何か。
- (c) 社会教育委員等の数の内訳として社会教育士の称号を有する者を把握する必要性は何か。どのような分析又は政策的な利活用を想定しているのか。
- (d) 報告者である教育委員会において、社会教育士の称号を有する者の数を正確に回答することは可能か。回答に際し、大きな報告負担が生じないか。

(回答)

- (a) ①「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。役割としては、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わることが期待されています。
- ②社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員です。社会教育主事は、地域の社会教育事業の企画・実施を行うとともに、専門的な助言と指導を通し、地域住民の自発的な学習活動を援助する役割を担い、社会教育士は、社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割を担います。

社会教育主事	社会教育法第9条の2第1項に基づき、都道府県・及び市町村教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員です。主な職務は、同法第9条の3第1項に規定されており、社会教育を行う者への専門的技術的な助言と指導を行うことです。
社会教育士	社会教育主事講習等規程第8条第3項（講習）及び第11条第3項（養成課程）に基づき、講習修了者及び修得すべき科目の単位を全て修得した者に与えられる「称号」です。役割としては、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福

	社、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わることが期待されています。
社会教育委員	社会教育委員は、社会教育法第15条に基づき、都道府県及び市町村に置くことができる委員であり、教育委員会が委嘱するものです。その職務は、同法第17条第1項に規定されているとおり、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じて意見を述べること及びこれらの職務を行うために必要な研究調査を行うこととされています。同第2項においては、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができるとされており、さらに、同第3項においては、市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、助言と指導を行うことができるとされています。
社会教育関係指導員	社会教育関係指導員は、教育委員会の委嘱により置かれる社会教育に関する指導員で、特定分野の直接指導等を行います。

③社会教育士の称号の取得方法は、以下の2つの方法があります。

- 大学・短大の社会教育主事養成課程において修得すべき科目の単位をすべて修得する方法
- 社会教育主事講習受講要件を満たした者が、社会教育主事講習（文部科学大臣公示）を受講して修了する方法

令和7年度末時点で、社会教育士の称号付与数は12,355人です。

なお、令和2年度以降に社会教育主事の資格を取得した者は社会教育士の称号を有していることにもなります。

- (b) 教育委員会事務局の社会教育関係職員と社会教育委員・社会教育関係指導員の内訳の記載が、「うち社会教育主事の資格を有する者」と「うち社会教育士の称号を有する者」で表記が異なる理由については、調査項目ごとに把握しようとしている内容が異なるためです。

教育委員会事務局の社会教育関係職員数及び首長部局の社会教育関係職員数については、社会教育行政を担う職員の状況を把握するとともに、社会教育法において教育委員会における社会教育主事の設置を求めていることから、社会教育主事として発令され得る資格保有者がどの程度配置されているか、また、そのうち実際に教育委員会事務局において社会教育主事として発令されている者がどの程度いるかを把握する観点から、「うち社会教育主事の資格を有する者」を調査項目としています。このため、これらの項目において「社会教育士の称号を有する者」を把握対象とした場合、社会教育士の制度が開始する令和2年度より前に社会教育主事講習等を修了し、社会教育主事となる資格を有しているものの、社会教育士の称号は有していない者が把握できなくなること、社会教育

主事となる資格には、社会教育士の称号に加え実務経験が必要であることから、社会教育主事として発令可能な人材の全体像や発令状況を適切に把握できなくなります。

一方、「社会教育委員」及び「社会教育関係指導員数」については、社会教育主事として発令される者ではないため、「社会教育主事の資格を有する」という概念をあてはめる対象にありません。

このため、社会教育に関する専門的な知識・能力を有する人材の状況を把握する観点から、「うち社会教育士の称号を有する者」を調査項目としています。

- (c) 社会教育委員等の数の内訳として社会教育士の称号を有する者を把握することは、社会教育士制度の普及状況や人材活用の実態を把握するために必要だと考えております。社会教育士は、行政だけでなく多様な場における学習活動や地域づくりの担い手として期待されていることから、社会教育委員に占める社会教育士の割合を把握することで、社会教育人材の専門性の確保状況や活用状況を分析することが可能となり、今後の社会教育人材の養成に関する政策立案の基礎資料として活用することが想定されます。
- (d) 社会教育委員及び社会教育関係指導員は、いずれも教育委員会が委嘱する者であるため、委嘱の際に教育委員会では経歴情報を一元的に収集している例が確認できております。経歴情報に基づき、調査担当者がまとめて回答することは可能であるため、過大な報告負担とはならないと考えます。

(変更内容)

③ アクセシブルな図書等に係る設問を追加

(図書館調査票)

(論点)

- (a) 「デージー図書」や「デージープレイヤー」とは具体的にどのようなものか。報告者において、「デージー図書」や「デージープレイヤー」に該当するかどうかは容易に判断可能か。
- (b) これまで把握していた「録音図書」から特掲する形で「デージー図書」を把握する必要性は何か。
- (c) 「アクセシブルな書籍」には「デージー図書」以外は特になのか。第二期計画で把握が求められている指標の内容を踏まえると、今回の調査事項の設定は適当か。

(回答)

- (a) デージー図書は視覚障害者や印刷された図書を読むのが困難な人向けに開発された電子図書の国際規格であり、図や写真の説明も声で流れ、声の速さも変えることができます。デージープレイヤーはデージー図書の再生機器です。デージー図書及びデージープレイヤーは特化されたものであることから、容易に判断可能となります。また過去に同様の調査を実施した事例もあることから、問題なく回答可能と考えます。
- (b) 録音図書の多くは単にCD等の記録媒体に音声化されたものであるのに対し、デージー図書は図や写真も音声で流れるなど、視覚障害者のみならず、さまざまな障害者が活用できるものであり、国の責務として求められている視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施するために状況を把握する必要があります。
- (c) アクセシブルな書籍はデージー図書以外にもすでに項目がある点字図書、大活字本のほか、布の絵本、LLブックといったものもありますが、回答負担や主たるアクセシブル書籍であることも踏まえて、録音図書から特掲したデージー図書のみを追加したいと考えています。
第二期計画では、第9条関係の項目の指標として公立図書館等におけるアクセシブルな書籍用の冊数を上げていることから、主たるアクセシブル書籍であるデージー図書の追加が適当と考えています。
注) 布の絵本: 布や毛糸などで作られた絵本で、ボタンを留めたりひもを通したりする仕掛けがあり、絵を触って楽しむことができるもの
LLブック: 絵や写真をたくさん使い視覚的にわかりやすくしたり、難しい漢字を使わずに短く簡単な言葉で書いたりすることによって、内容が分かりやすくなっている本

(変更内容)

④ 施設の団体利用の内訳に「障害者団体」の欄を追加

(公民館調査票、青少年教育施設調査票)

(論点)

(a) 公民館と青少年教育施設においてのみ、障害者団体の利用実績を把握する理由は何
か。他の調査対象施設においても同様に把握する必要はないか。

(b) 公民館調査票と青少年教育施設調査票においては、これまでも団体利用の実績を「青
少年団体」、「女性団体」等に区分して報告を求めているが、報告者は施設利用者の団
体の属性をどのように確認しているのか。

特に、今回、新たに把握する障害者団体について、その該当性をどのように判断す
るよう、報告者に指示することとしているのか。

(c) 公民館等における障害者団体の利用実績を把握することで、今後、どのような利活
用を想定しているのか。

(回答)

(a) 公民館及び青少年教育施設は、通常、あらかじめ団体利用や個人利用での利用申請を行
い、利用するものです。団体利用の際には、団体登録が必要となります。設置者により
取扱いは異なりますが、団体区分によって利用料金が異なる場合もあります。

そういった施設の特性から、公民館と青少年教育施設は従来から団体区分を調査してお
り、今回の変更は既存の調査項目に区分を追加するものです。例えば、図書館や博物館、
劇場、音楽堂等は、団体登録をして利用する施設種ではなく、調査項目に追加することは
施設の特性になじまないため、調査項目を追加しても回答を集めることが困難であるこ
とから、調査項目を設けていないものです。

(b) 報告者は団体登録や利用の際の申請書類から利用団体の利用状況を把握しており、これ
により回答をしています。障害者団体の追加に当たっては、手引きに定義（主として障
害者に対する事業の実施や障害者の社会参画の振興を目的とした団体（障害者支援団体、
手話サークル等））を明記する予定です。

(c) 公民館は地域住民にとって身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役
割を果たしている社会教育施設であり、障害者の生涯学習の拠点としても利用されてい
ます。利用実績を把握することで、障害者の生涯学習に関する事業や地方公共団体に対
する障害者の生涯学習をより一層推進するための行政説明、周知等で利活用することを
想定しています。

(変更内容)

- ⑤ 各施設における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る設問を削除
(社会教育行政調査票を除く各調査票)

(論点)

- (a) 本調査における「受動喫煙防止のための対策の方法」に係る直近の調査結果はどうなっているか。大部分の施設で対策は措置済みと考えてよいか。
- (b) 受動喫煙防止対策に係る調査事項について、これまでどのような目的で把握し、どのように利活用してきたのか。今回、調査事項から削除することに利活用面で特段の支障はないか。

(回答)

- (a) 以下のとおり、大部分の施設で対策済みです。

(公民館) 83.3% (公民館類似施設) 95.1% (図書館) 99.4% (博物館) 96.4%

(博物館類似施設) 96.8% (青少年教育施設) 90.3% (女性教育施設) 94.4%

(社会体育施設) 80.2% (劇場・音楽堂等) 97.3% (生涯学習センター) 98.0%

※施設総数のうち、「施設敷地内における全面禁煙措置」、「建物内における全面禁煙措置」、「建物内における分煙措置」のうち「喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないように措置している」を合計した施設数の割合です。

- (b) 平成17年度調査から設けた本調査項目は、社会教育施設における受動喫煙防止対策実施状況等を把握し、今後の施策の参考とするために利用してきたところです。

令和6年度調査時点で、社会教育施設全体の85.4%が受動喫煙防止対策を措置済みであり、調査事項から削除しても今後の施策の方向は変わらない旨は政策担当部署と確認済みです。

(変更内容)

- ⑥ 各施設における「ボランティア登録数」について男女別把握から総数把握に変更
(社会教育行政調査票及び女性教育施設調査票を除く各調査票)

(論点)

- (a) ボランティアの男女別の登録者数は、どのような傾向となっているか。
- (b) 男女別にボランティア登録数を把握することについて、報告者において、どの程度の集計作業等の負担が生じているか。例えば、ボランティア登録者数について性別の情報を把握していないため回答が困難であるとの意見が出ているのか。
- (c) 女性教育施設についてのみボランティア登録数の男女別把握を継続する理由は何か。また、その結果はどのように利活用することを想定しているか。

(回答)

- (a) ほぼすべての施設種において女性の割合が高く、過去10年（3回調査）を比較しても、その割合の変動に変化があまり見られません。
- (b) 前回調査の審査の過程で、施設にボランティア登録者に関する照会を行った際、経由機関からボランティア登録者を男女別に把握していない施設の報告がありました。地方公共団体等において性別情報の取得の是非から各種申請書等の性別欄の廃止・見直しの動きが進む中、男女別にボランティア登録者を把握していない施設は少なくないと思料されます。
- 男女別にボランティア登録者数を把握していない施設については、報告者が男女別のボランティア登録者数を合理的に推定して回答するよう求めているため、男女別にボランティア登録者を把握していない施設では、登録者の氏名や登録時の書類から性別を判断する場合があります。ボランティア登録については法的義務があるものではなく、管理方法も施設により異なるため、紙媒体の名簿等を手作業で集計することもあり、男女別のボランティア登録者数の把握は、回答負担が大きい調査項目になっています。
- (c) 女性教育施設は、女性教育関係者や一般女性のための各種の研修、交流、情報提供、調査研究の事業を行うとともに、女性団体等が行う各種の女性教育活動の拠点として、女性の資質・能力の開発、技術の向上を図ることを主たる目的として設置された施設であることを踏まえて、事業に参画する男性ボランティア等の状況を把握するために男女別の参加者を引き続き把握する必要があると考えています。なお、女性教育施設は設置趣旨の特性上、他の施設種と比較して著しく女性比率が高い特徴があります。今後、男女共同参画機構での主催事業や情報提供の中での利活用を想定しています。

	公民館+公民館類似施設								図書館								博物館							
	団体		個人		計		割合		団体		個人		計		割合		団体		個人		計		割合	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
H30	41,188	64,898	5,339	7,929	46,527	72,827	39.0%	61.0%	6,967	66,426	4,162	22,132	11,129	88,558	11.2%	88.8%	7,555	10,067	6,472	10,917	14,027	20,984	40.1%	59.9%
R3	36,150	55,893	4,411	6,522	40,561	62,415	39.4%	60.6%	6,979	64,591	3,567	18,810	10,546	83,401	11.2%	88.8%	7,058	10,000	5,930	10,061	12,988	20,061	39.3%	60.7%
R6	36,713	54,747	7,176	8,939	43,889	63,686	40.8%	59.2%	5,940	63,400	3,035	18,532	8,975	81,932	9.9%	90.1%	7,207	9,465	6,189	9,995	13,396	19,460	40.8%	59.2%

	博物館類似施設								青少年教育施設								女性教育施設							
	団体		個人		計		割合		団体		個人		計		割合		団体		個人		計		割合	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
H30	18,745	16,741	6,586	6,866	25,331	23,607	51.8%	48.2%	6,881	6,724	4,728	5,929	11,609	12,653	47.8%	52.2%	956	15,035	193	29,964	1,149	44,999	2.5%	97.5%
R3	11,747	9,847	5,720	5,898	17,467	15,745	52.6%	47.4%	4,418	5,322	3,371	4,485	7,789	9,807	44.3%	55.7%	1,602	33,988	200	2,178	1,802	36,166	4.7%	95.3%
R6	10,849	12,389	5,995	7,165	16,844	19,554	46.3%	53.7%	2,475	2,891	3,263	4,883	5,738	7,774	42.5%	57.5%	1,290	33,141	412	3,151	1,702	36,292	4.5%	95.5%

	社会体育施設								劇場、音楽堂等								生涯学習センター							
	団体		個人		計		割合		団体		個人		計		割合		団体		個人		計		割合	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
H30	35,604	22,905	8,198	4,106	43,802	27,011	61.9%	38.1%	3,715	7,062	1,812	5,010	5,527	12,072	31.4%	68.6%	5,152	10,344	1,719	3,142	6,871	13,486	33.8%	66.2%
R3	29,797	24,056	6,873	3,449	36,670	27,505	57.1%	42.9%	2,781	5,530	1,494	4,299	4,275	9,829	30.3%	69.7%	4,200	7,777	1,348	2,395	5,548	10,172	35.3%	64.7%
R6	49,302	35,014	9,857	11,488	59,159	46,502	56.0%	44.0%	2,411	4,553	1,519	4,333	3,930	8,886	30.7%	69.3%	8,674	12,907	1,314	2,391	9,988	15,298	39.5%	60.5%

(変更内容)

- ⑦ 各施設における「学級・講座」に係る「対象別」欄の削除
(社会教育行政調査票、公民館調査票、生涯学習センター調査票)

(論点)

- 社会教育学級・講座に係る対象者別内訳について、これまでどのような委託事業・モデル事業の検討に活用していたのか。また、現在の施策の方向性との関係で、当該項目を取りやめることにより、行政上のニーズに支障が生じるようなことはないか。

(回答)

- (a) 本調査項目の活用については、ソフト事業補助金である「地域・家庭教育力活性化推進費補助金」(平成15年度まで)の予算要求の際に参考にしていた例がありますが、社会教育施設における事業は、青少年や高齢者など必ずしも特定の属性を対象としたものであるとは限らず、現在においては利活用実績が確認できないことから、この度調査項目から削除するものです。

なお、政策担当部署からは調査項目を削除しても支障がない旨確認済みです。

生涯学習振興費(平成15年度一般会計予算 第156回国会(常会)提出)

- 1 生涯学習の総合的な振興を図るための地域・家庭教育力活性化推進事業に要する経費の地方公共団体に対する一部補助
- 2 生涯学習フェスティバルの開催、生涯学習の振興方策に関する調査研究等